

＜東京都看護職員地域確保支援事業＞

令和 8 年度 東京都看護職員地域就業支援施設（その他施設）における復職支援研修について

1 目的

離職した看護職員が、身近な地域において、個々の有する知識及び経験等に応じた復職支援研修並びに就業相談を受けられる仕組みを構築することにより、潜在看護職員の就業意欲を喚起するとともに、離職中の看護職員の潜在化を防止するなど、看護職員の再就業促進を図ることを目的とする。

2 実施内容

事業に参加する施設は支援施設として、都内の地域における看護職員確保対策の拠点となり、「東京都看護師等就業協力員^{*1}」（支援施設協力員^{*2}）を配置して、再就業を希望する看護職員に対し、以下（１）～（３）の活動を実施する。

これらの活動は、東京都ナースプラザ^{*3}の「東京都看護師等就業協力員」（本部協力員）と連携して実施する。

（１）復職支援研修

○ 研修対象者

保健師・助産師・看護師・准看護師いずれかの資格を有し離職中で都内に就業を希望する者

○ 各コースの概要

実施コース	回数	研修内容
1日随時コース	4回	講義（最新の医療・看護の動向、医療安全、感染管理等）、施設見学・看護体験等
3日コース	3回	1日目：講義（最新の医療・看護の動向、医療安全、感染管理等）、施設見学等 2・3日目：施設の特徴に応じ、同行訪問等を含む施設体験

※受講生 1 名に対し、1 名の指導者を配置

（２）就業相談

3日コース最終日に支援施設協力員が本部協力員と連携し、研修受講者に対し再就業に関する相談を実施する。

再就業希望者がいる場合、本部協力員と連携して東京都ナースプラザへ引き継ぎ、以降はナースバンクにて就業あっせんや再就業に向けた継続的なサポートを実施する。

（３）地域の看護職員確保のための取組

支援施設協力員は、看護管理者のネットワーク等を活用し、本部協力員及び東京都ナースプラザと連携した、地域の医療施設の求人等に関する情報収集を実施する。

また、地域の医療施設からの看護職員確保に関する相談又は地域の看護職員からの看護業務の継続に関する相談に対する助言及び情報提供を実施する。

※ 1 看護師等就業協力員とは

看護師等の就業の促進、確保に関する施策及び看護に対する都民の関心と理解の増進に関する施策に協力する者として都が委嘱した者。（「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第 11 条）

※2 支援施設協力員とは

支援施設における「東京都看護師等就業協力員」のことであり、支援施設の看護管理者又は管理職等で看護業務に理解の深い者を都が委嘱した者。

※3 東京都ナースプラザとは

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、看護師等確保対策のより一層効果的な推進を図る組織として都が設置し、公益社団法人東京都看護協会が運営する組織。

3 事業実施の流れ（概略）**(1) 応募～選定（4月～5月）**

応募必要書類を期日までに東京都ナースプラザに提出する。東京都と東京都ナースプラザは選定委員会を開催し、東京都が支援施設を指定する。

(2) 契約締結（5月）

東京都が支援施設を指定した後、公益社団法人東京都看護協会と支援施設は、「東京都看護職員地域確保支援事業に係る復職支援研修及び再就業支援相談実施委託契約」を締結する。なお、契約は公益社団法人東京都看護協会と締結し以下の事務は東京都ナースプラザが実施する。

※この他、「東京都看護師等就業協力員」（支援施設協力員）就任のための手続きあり。

(3) 事業計画書等の作成・研修日程の決定（5月）

契約締結後、支援施設は、東京都ナースプラザへ事業計画書や年間執行計画等を提出し、研修計画・日程を決定する。

(4) 受講生の募集（5月下旬～）

支援施設 HP、SNS、チラシ等により研修の実施について広報し、研修受講者を募集する。

※別途、東京都ナースプラザは各支援施設が企画した3日コースの日程を一覧にし、HP、SNS、チラシ等により、都内全域に対して広報を実施する。

(5) 研修申込の受付（適時）

研修申込の受付は東京都ナースプラザホームページにて行う。

(6) 研修の打合せ（研修実施前）

支援施設協力員と本部協力員とで研修の打合せを実施する。

※保険加入手続（保険料は公費負担）

東京都ナースプラザが一括して受講者の保険（損害、賠償責任保険）加入手続を実施する。

(7) 復職支援研修・就業相談の実施

上記「2 実施内容」参照

(8) 実績報告等（研修終了後）

- ・東京都ナースプラザに実績を報告するとともに、期日までに請求に係る書類を提出する。
- ・東京都ナースプラザは書類を審査し、契約書に定める支払基準に基づき、経費を支払う。

研修経費：受講生の受入・指導に係る謝礼、講師謝礼、研修実施に必要な消耗品や案内通知費用等
管理経費：研修事務に係る賃金、託児料、広告経費等

4 支援施設としての指定期間

令和9年3月31日までとする。ただし、次年度以降、再度指定することができる。